

原告「片岡英治」議員による損害賠償請求事件の経過について

損害賠償請求事件として「片岡英治」議員から提出された訴状 3 に件ついて経過を報告いたします。

1 . 事件番号 平成 28 年 (ワ) 第 1969 号

平成 28 年 6 月 20 日受付で原告「片岡英治」から、被告 議長「石田正博」に対して訴状が提出されました。

請求の原因は平成 26 年に原告が所属していた会派「宇治維新の会」会派解消に関する議長判断に対する訴状で平成 26 年当時の議長責任を問うものであります。当時、同会派の秋月議員が会派解消の手続きを事務局に提出された旨の報告を受け、幹事会において秋月議員本人から「会派に属さず、個人として市議会に在籍する」との発言をもって、会派規定により会派解消を了承されました。原告は、事務手続きのルールを捻じ曲げ、会派を解消させたとの理由で現議長の私を被告として訴えています。

私が議長に就任したのは平成 27 年 5 月です。原告もそのことは十分承知しているはずですが、現在の議長に訴えを起こすべき根拠がないことも十分承知しているはずですが、答弁書の中でもそのことを述べ、本件訴えは請求原因事実は何ら関係のない被告に対するもので、被告適格のないものへの濫訴であり、補正させる余地もない請求であることから速やかに棄却すべきであると答弁しました。尚も原告は、準備書面にて事務局の不始末を訴え議長に責任があるとの反論をされ裁判が継続しました。ところが、突然、8 月 25 日受付で取下願を原告側から提出されました。原告からの事前、事後の説明は一切ありません。

2 . 事件番号 平成 28 年 (ワ) 第 2469 号

平成 28 年 8 月 4 日受付で原告「片岡英治」から被告 議会運営委員長「松峯茂」及び、議長「石田正博」に対して訴状が提出されました。

議会運営委員長に対しての請求の原因は、議会運営委員会の視察に関することです。片岡議員から、本人の障害を理由に単独で視察先へ移動する旨の希望がありましたが、委員長より単独行動に対する安全面も考慮して徒歩困難な場合はタクシー移動等の配慮や徒歩距離を最小限にする手配も可能と伝え、視察参加をお願いする文書を送り、期日を示して再三、協議の提案をして参加の返事を待ちました。委員長、及び事務局からも電話にて連絡を取るも連絡が取れず、折り返しの連絡もなく視察出発当日を迎えました。委員長、事務局は集合時間間際まで電話連絡を試みましたが応答がなく、他の参加

者で予定通り視察を実施しました。

こうした経過があった訳ですが、片岡議員からは視察に参加する行為を妨げたとして訴えられました。

また、同時に議長に対しては、片岡議員の6月議会での一般質問に関して訴えています。行政の答弁を不服として、私が行政をかばっているとして、行政の隠蔽体質へ協力していることにより質問不成立でショックを受けたことが請求の原因としています。当時、私は個人情報の関係で質問内容を整理していただけるようお願いしました。

当日の一般質問議事録を訴状提出時に添付されています。その内容について確認しました結果、片岡議員自身は「このような難しい問題のある一般質問の内容を不満足ながらほぼ許可してもらった議長に感謝を申し上げます。」と発言して、質問を締めくくっています。

9月7日提出期限に向けて答弁書の準備を進めていましたが8月23日受付で、取下願を提出され裁判に至りませんでした。その後原告から何の連絡説明もありません。

2件の報告を幹事会において報告を行い、各派幹事で協議しました。幹事会の中で、議長として、片岡議員に基本的な連絡すらできない状況に、現在同じ会派に所属している秋月幹事にも注意を促すように依頼しました。

3. 事件番号 平成28年(ワ)第2948号

平成28年9月20日受付で原告「片岡英治」から被告「石田正博」に対して訴状が提出されました。

請求の原因は、平成28年3月の予算委員会で平成25年当時に会派を組んでいた「片岡議員」「秋月議員」の会派政務活動費に対して、視察計画書も報告書も提出されておらず、どのような視察だったのかとの疑義が出され、調査が必要という委員会の判断により、私が議長として調査を実施してきました。調査を実施したことに対して私の越権行為として不当な行為として訴えられました。又、幹事会で両議員が視察として参加したツアーが京都商工会議所会員限定のものであり、片岡議員、秋月議員は特別会員として参加されている旨の調査結果報告に対して、事実を歪曲した。公開の中での会議でマスコミが記事として扱ったことに原告を誹謗する記事を書かせたとして訴えられました。

調査に当たり、何度も当時会派を組んでいた、片岡議員、秋月議員と面談を行い確認

しました。調査の結果についても逐次伝え、意向も確認しました。しかし、一方的に視察にかかる政務活動費を全額返金すると小切手を送りつけてきました。現状では、調査中であり受け取るわけにはいかない旨を伝え返却を求めたが一切、こちらの言い分を認めず、現在も小切手は預かりの状態となっています。

以 上